

明秀学園日立高等学校

寮運営に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

【2020年12月17日 Ver.1】

1 寮運営の留意点

- (1) 体調管理及び検温報告を徹底する。(点呼時 1日2回朝・夜)
※明秀ダイアリーやポートフォリオ等に体調・検温・帰寮方法・行動履歴の記録をさせる。
- (2) 手洗い(手指消毒も含む)うがい・マスク着用を徹底する。
- (3) 換気の推奨(各部屋、廊下等2時間おきに行う)
- (4) 密集を避けるための工夫を行う。
※男子寮は合宿所シャワー室を開放しシャワー室の利用を許可する。
- (5) 不要な外出は自粛する。
※地域周辺の情報収集を行う。感染状況によって外出を制限する場合がある。
- (6) 冬季休業中は指定の【健康チェックシート】を必ず毎日、記録する。(冬季休業終了時に回収)

2 寮生に体調不良者が出た場合

- (1) 状況を確認し必要であれば隔離部屋へ移動をさせる。棲み分けに関しては下記に記載。
※隔離方法は男子・女子寮によって異なる。
- (2) 保護者連絡及び各部活動での情報を共有する。
- (3) 本人及び保護者が病院の受診を希望した場合は対応する。

【男子寮：体調不良者の棲み分け】 ※隔離部屋として高萩キャンパス内合宿所を使用する。

【女子寮：隔離部屋を1部屋用意し、寮生を隔離する場合は利用する】

①発熱はないが体調不良を申し出た場合 → 寮内自室にて様子を見る。

②発熱(37℃以上)・インフルエンザ様症状・胃腸炎等の感染症の場合 → 体育館側の小部屋にて隔離
・舎監は寮生が発熱した時点で保護者に連絡する。また、医療機関へ連絡し、受診の必要性を確認する。
受診の必要があれば舎監もしくは関係者が病院へ引率し受診させる。診断の結果を踏まえ、寮で隔離するか自宅療養(一時帰省)させるかを保護者と部活動顧問(管理職)で判断する。

※舎監は生徒の平熱を把握し、それに基づき平熱か発熱であるかを判断する。なお、37℃以上を記録した場合は、涼しい部屋への移動や少し時間をおく等の工夫の上、再度検温を行い総合的に判断する。

※発熱時の対応として、発熱により病原ウィルスの排除を行っている面もあるため解熱鎮痛剤の服用は極力避ける。なお、症状増悪時(高熱など)の適切な服用は認める。

・保護者の送迎が難しい場合は寮に待機をさせる。発熱が2日続いた場合は保健所に相談し病院を受診させる。

※日立保健所 9~17時 TEL:0294-22-4188

県庁・相談口 24時間 TEL:029-301-3200

③回復傾向者(平熱まで解熱) → 体育館側の大部屋にて隔離

※上記以外のケースが考えられる場合の隔離場所はその都度協議する。

3 舎監に体調不良者が出た場合

- (1) 体調不良（医師の診断で感染症の疑いなし）の場合は体調が回復（解熱）後、業務を再開する。
- (2) 発熱が4日以上続く場合、帰省か隔離をする。解熱してから1週間は様子を見る。
※同時に複数人が発熱した場合の寮運営に関しては、同じ部活動の指導者で対応する。

4 寮関係者（食堂・業者）の対応について

寮関係者（食堂・業者）に感染者及び濃厚接触者が出た場合は、事務長より本ガイドラインをお伝えし、同様程度の配慮を求める。

5 寮内（寮生）で感染者、濃厚接触者、接触者が確認された場合

別紙、本校の対応策『本校寮生に感染者が出た場合の対応』に準ずる。

6 帰省について

- (1) 移動手段については原則保護者の送迎とする。保護者の送迎が難しい場合は、安全に十分配慮した計画を舎監に申し出た上で公共交通機関での帰省を認める。
- (2) 帰省中も不要不急の外出を避ける。（外出する場合はマスクの着用など、十分な対策をとること）

7 帰寮について（年末年始及び体調不良による一時帰省後の対応）

- (1) 過去2週間の検温で37℃以上（平熱ではない状態）の発熱がない者について帰寮を認める。
- (2) 帰寮した生徒は【健康チェックシート】を提出し、舎監のチェックを受ける。
- (3) 帰寮の際、体温計を持参し、37℃以上の発熱（平熱でない）が認められた場合は寮で受け入れることはできない。

8 その他

- (1) 国からの緊急事態宣言、各自治体及び市町村からの要請があった場合の対応は学校で方針を決定する。

○以上のガイドラインは1月末まで継続し、2月の運用に関しては1月中に検討していく。

附則 令和2年3月25日改定、令和2年3月25日から施行
令和2年4月8日改定、令和2年4月8日から施行
令和2年5月13日改定、令和2年5月13日から施行
令和2年12月10日改定、令和2年12月14日から施行